

最高裁秘書第5349号

令和元年11月12日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

令和元年10月15日付け（同月16日受付、第014341号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成30年民事訴訟、行政訴訟及び非訟事件（労働審判事件を除く。）のテレビ会議の方法による尋問等の実施状況等について（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

平成30年民事訴訟、行政訴訟及び非訟事件（労働審判事件を除く。）の テレビ会議の方法による尋問等の実施状況等について

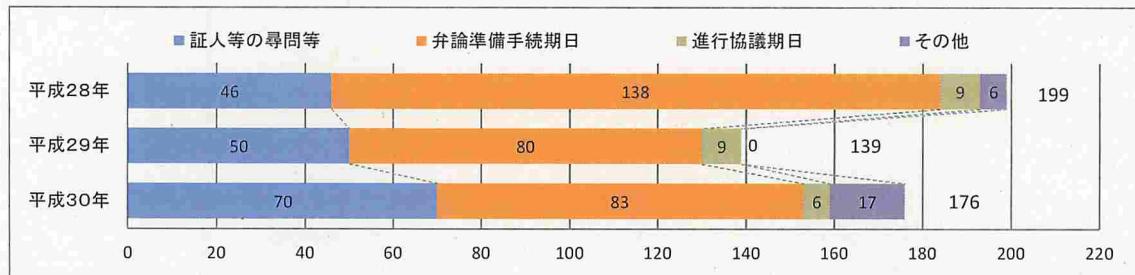
各庁から報告のあった実施回数等の合計は次のとおりである。

第1 民事訴訟

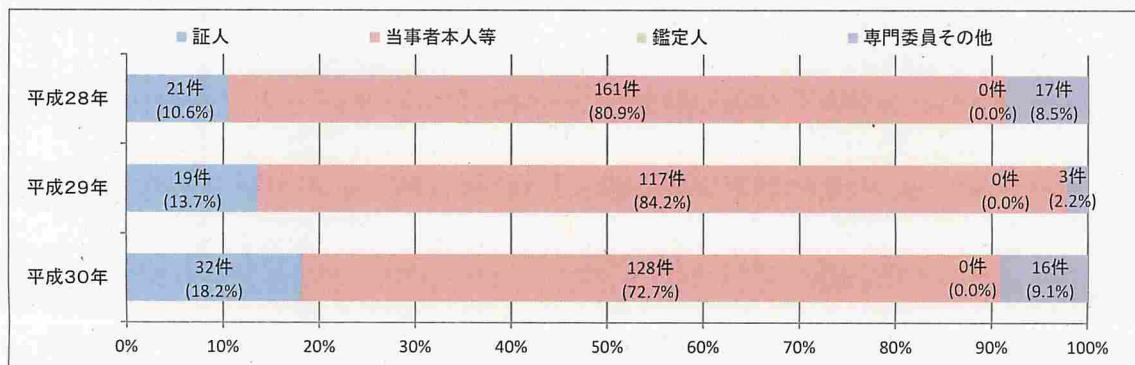
1 テレビ会議の方法による尋問（民事訴訟法第204条第1号による尋問をいう。） 等の実施回数

- 平成30年 176回（平成29年 139回、平成28年 199回）

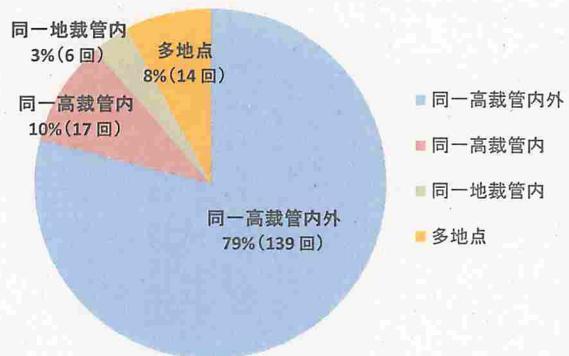
（参考）利用実績及び手続別の内訳



（参考）全ての利用における利用者別の内訳



（参考）接続先裁判所別の割合（平成30年）



2 付添い、遮へいの措置の実施回数及びビデオリンク方式による尋問（同条第2号による尋問をいう。）の実施回数

	平成30年	平成29年
付添いの措置の実施回数	19回	22回
遮へいの措置の実施回数	243回	238回
ビデオリンク方式による尋問の実施回数	26回	40回

※平成30年分は行政訴訟における実施回数を含む。

第2 行政訴訟

テレビ会議の方法による尋問（行政事件訴訟法第7条においてその例によることとされる民事訴訟法第204条第1号による尋問をいう。）等の実施回数

- ・4回 ※いづれも弁論準備手続期日において当事者本人等が利用

第3 非訟事件（労働審判事件を除く。）

1 テレビ会議の方法による尋問（非訟事件手続法第53条1項において準用する民事訴訟法第204条第1号等による尋問をいう。）等の実施回数（括弧内は昨年の数値）

- ・3回 (1回)

2 専門委員の利用状況（括弧内は昨年の数値）

- ・会社非訟事件 26件 (21件)
- ・民事非訟事件 0件 (1件)
- ・借地非訟事件 0件 (0件)
- ・民事調停事件 20件 (4件)